

サイバー大学学則

株式会社サイバー大学

サイバー大学学則

第1章 目的・使命および自己点検・評価等

(目的・使命)

第1条 サイバー大学（以下「本学」という。）は、学校教育法第83条に掲げる大学の理念を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育により多様な学習者に学修機会を提供し、学術的専門的知識とともに幅広い教養を備え、社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、経済・科学技術・文化の発展に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、本学の教職員以外の者による検証を行うものとする。

第2章 構成、収容定員および教育研究上の目的

(学部、学科の収容定員および教育研究上の目的)

第3条 本学に、IT総合学部をおく。

- 2 前項の学部におく学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	2年次編入定員	3年次編入定員	収容定員
IT総合学科	480人	30人	245人	2,500人

- 3 本学に設置する学部学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

IT総合学部IT総合学科は、一般生活や事業活動において社会基盤となりつつある情報通信技術の基礎知識から利用技術を身に付け、技術革新に即したITの実践的価値観を養い、ビジネス原理に基づく経済価値の創造への適用を探求することを教育研究目的とする。

(附属図書館)

第4条 本学に、附属図書館をおく。

- 2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(授業サポートセンター)

第5条 本学に、授業サポートセンターをおく。

- 2 授業サポートセンターに関する事項は、別に定める。

(学生サポートセンター)

- 第6条 本学に、学生サポートセンターをおく。
- 2 学生サポートセンターに関する事項は、別に定める。

(システムサポートセンター)

- 第7条 本学に、システムサポートセンターをおく。
- 2 システムサポートセンターに関する事項は、別に定める。

(コンテンツ制作センター)

- 第8条 本学に、コンテンツ制作センターをおく。
- 2 コンテンツ制作センターに関する事項は、別に定める。

(事務局)

- 第9条 本学に、事務局をおく。
- 2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3章 教職員等

(教職員)

- 第10条 本学の教職員として、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、メンター、事務職員およびその他の必要な職員をおく。

(副学長)

- 第11条 本学に、副学長をおくことができる。

(学部長)

- 第12条 学部に、学部長をおく。

第4章 教授会、学長選考会議

(教授会)

- 第13条 本学に教授会をおき、学長、専任教授および専任准教授をもって組織する。ただし、学長の指示により、必要に応じて、その他の教職員を加えることができる。
- 2 学長は教授会を招集し、その議長となる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程、授業および試験に関する事項

- (4) 教務教則に関する事項
 - (5) その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 4 その他教授会に関する事項は、別に定める。

(学長選任)

第14条 学長の選任および学長の解任については、本学を運営する株式会社サイバー大学取締役会において決議する。

第5章 学年・学期・休業日

(学年および学期)

第15条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学期は次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 3 学長が必要と認めるときは、春学期および秋学期の期間を、臨時に変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) その他の休業日は、年度毎に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

- 3 学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日とすることができる。

第6章 学生等の種類

(学生等の種類)

第17条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生および特別聴講学生とする。

- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。

- 3 科目等履修生とは、大学入学資格を有するものの正科生にはならないで、一または複数の授業を履修する者をいう。

- 4 特修生とは、大学入学資格を有さず、授業科目を履修する者をいう。ただし、特修生は

授業科目の単位を修得することはできない。

- 5 特別聴講学生とは、他大学等との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。

第7章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第18条 正科生の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第19条 正科生の在学年限は、8年を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学、編入学および転入学した正科生ならびに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合には、教授会の意見を聴いた上で、学長は在学年限の延長を認めることができる。

第8章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第21条 正科生または科目等履修生として本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 - (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (8) その他本学において、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
- 2 特修生として本学に入学できる者は、大学入学資格のない者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学出願手続)

第22条 入学志願者は、次の各号の出願書類に別表1に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書（卒業証明書および成績証明書をもってこれに代えることができる）または、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書
- (3) その他本学が必要と認める書類

(入学の選考)

第23条 入学志願者の選考は、前条の書類により、教授会の意見を聴いた上で、学長が行う。

(入学手続)

第24条 前条により合格とされた者は、本学所定の書類に、別表2に定める入学金、所定の授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第25条 学長は、前条の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

- 2 入学を許可された正科生には学生証、正科生以外の学生には受講証を交付する。
- 3 前項の学生証または受講証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(編入学、転入学、再入学)

第26条 次の各号の一に該当する者が本学の入学を志願するときは、書類選考をし、また教授会の意見を聴いた上で、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学または本学以外の他の大学（外国の大学を含む。）を卒業した者で編入学を志願する者
- (2) 短期大学（外国の短期大学を含む。）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）、旧国立工業教員養成所または旧国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願する者
- (3) 専修学校の専門課程、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科および特別支援学校の専攻科（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で編入学を志願する者
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、または卒業した者で編入学を志願する者

- (5) 本学以外の他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願する者
- (6) 本学以外の他の大学（外国の大学を含む。）を退学または除籍された者で転入学を志願する者
- (7) 本学を退学または除籍された者で再入学を志願する者
- 2 前項の規定により正科生として入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いた上で、学長が決定する。
- 3 編入学者および転入学者の入学手続等に関しては、第22条から第25条の例による。ただし、第22条2号に定める書類は、卒業証明書または在籍証明書および成績証明書と読み替えるものとする。
- 4 再入学者の入学手続等に関しては、別に定める。

第9章 授業科目および単位

（授業科目）

- 第27条 授業科目は、教養科目、外国語科目および専門科目に区分する。
- 2 開設する授業科目の名称および単位数は、本学履修規程に定めるところによる。
 - 3 学生は他の学部の授業科目を、本学の定める範囲内で、履修することができる。

（授業の方法）

- 第28条 授業は、インターネットを利用して教室以外の場所で行う講義、演習および卒業研究により行う。
- 2 毎回の授業の実施に当たっては、電子メール等を活用した設問解答、添削指導、論文指導ならびに質疑応答等による学修指導を併せ行う。
 - 3 当該授業に関する学生間の意見交換は、本学ホームページ上に電子掲示板を設け活用する。

（単位の基準）

- 第29条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。

（授業科目の単位）

- 第30条 講義科目および演習科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位を定める。

（単位の授与）

- 第31条 授業科目を履修した学生に対しては、成績を審査し、合格した者には所定の単位を与える。
- 2 成績は、A・B・C・D・Fの5級とし、A・B・C・Dを合格とし、Fを不合格とする。

- 3 成績の審査、合格の基準、単位の算定等については、別に定める。

(履修科目の上限および下限)

第32条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限および下限は、別に定める。

- 2 別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第33条 教育上有益と認めるときは、本学と他の大学または短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の他大学等に留学する場合、外国の他大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、および外国の他大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、短期大学または外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として本学において修得した単位を含む。）および本学が別に定める資格を取得した成果に係る学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外の既修得単位等の認定の限度)

第36条 第33条から第35条の規定により卒業の要件となる単位として認定することができる単位数は、編入学および転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第37条 本学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の意見を聴いた上で、学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

第10章 卒業および学位

(卒業)

第38条 本学に正科生として4年（第26条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、124単位以上を修得した者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学した者が、所定の単位を優れた成績で修得した場合、教授会の意見を聴いた上で、学長はその卒業を認めることができる。
- 3 前項の規定による早期卒業の資格については、別に定める。

(学位)

第39条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、別に定める。

第11章 休学、留学、退学、転学、除籍および転学部

(休学)

第40条 正科生は、学期を単位として、届出により休学することができる。ただし、正科生が未成年者の場合は、保証人連署の届出により休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して4学期間を超えることができない。ただし、2年次に編入学した者については通算して3学期間、3年次に編入学した者については通算して2学期間を超えることができない。
- 3 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り復学することができる。
- 4 休学期間は、第18条に規定する修業年限に算入しない。
- 5 休学期間は、第19条に規定する在学年限に算入する。
- 6 休学期間中の授業料は免除する。ただし、休学期間中であっても、学籍管理料およびシステム利用料は本学所定の期日までに納めなければならない。

(留学)

第41条 外国の大学等に留学を希望する者は、あらかじめ学長の許可を受けるものとする。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に通算することができる。

(退学)

第42条 退学しようとするときは、届出なければならない。ただし、退学しようとする者が未成年者の場合は、保証人連署の上、届出なければならない。

(除 籍)

第43条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍とすることができる。

- (1) 授業料または学籍管理料およびシステム利用料その他の費用の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
 - (2) 在学年限を超えた者
 - (3) 第40条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者
 - (5) 死亡した者または行方不明の者
- 2 除籍の基準および除籍の日については、別に定める。

(転学部)

第44条 他の学部に転学部を志願する者は、選考の上これを許可することがある。

- 2 前項の規定により、転学部を志願しようとするときは、現に在籍する学部の長の許可を受けなければならない。
- 3 転学部した者の在学年数には、元の学部の在学年数の全部または一部を算入することができる。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第45条 学長は、学生として特に表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

- 2 表彰者の決定等に関しては、別に定める。

(懲 戒)

第46条 学長は、本学の学則もしくは規程等に反し、または学生の本分に反する行為があった者を懲戒に処することができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる場合
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる場合
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合
- 4 懲戒の決定等に関しては、別に定める。

第13章 科目等履修生、特修生および特別聴講学生

(科目等履修生および特修生)

第47条 本学に科目等履修生および特修生として志願する者があるときは、収容定員に余裕がある時に限り、選考の上、学修を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した科目について試験を受け合格したときは、単位を授与し、本人の請求によって単位修得証明書を交付する。

3 科目等履修生および特修生の履修期間は、1学期間とする。

4 科目等履修生については、第18条、第19条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条および第44条を除き、正科生に関する規定を準用する。

5 その他、科目等履修生および特修生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 特別聴講学生の受入手続および学費等の取扱い等については、当該大学等との協定等による。

第14章 授業料等

(入学検定料)

第49条 本学に入学を志願する者は、第22条に定める手続と同時に別表1に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学金、授業料、登録料、学籍管理料、システム利用料、その他の費用)

第50条 入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料の額は、別表2のとおりとし、その他の費用については別に定める。

2 入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。

(既納の入学金・授業料等)

第51条 既納の検定料、入学金、授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は、次項に定める場合を除き、事情の如何に関らず返還しない。

2 授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用については、第20条に規定する入学の時期までに入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返還する。

(退学者の納入金の取り扱い)

第52条 学期の途中で退学した者でも、その期の授業料、登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他の費用は納めなければならない。

第15章 公開講座等

(公開講座等)

第53条 本学は、広く社会に対し学習の機会を提供するとともに、生涯学習の振興に資するため、公開講座等を開設する。

附則

- 1 本学則は、大学設置認可の日（2006年11月30日）から施行する。
- 2 本学則は、2006年12月1日に一部改正施行する。
- 3 本学則は、2007年1月1日に一部改正施行する。
- 4 第3条第2項の規定にかかわらず、2007年度から2009年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部名	2007年度	2008年度	2009年度	備考
IT総合学部	600人	1,200人	1,850人	2009年度は3年次編入50人を含む
世界遺産学部	600人	1,200人	1,850人	同上
計	1,200人	2,400人	3,700人	

- 5 本学則は、2011年4月1日に一部改正施行する。
- 6 世界遺産学部は2010年度秋学期以降、学生募集を停止する。
- 7 第40条第2項については、2011年度以降入学の正科生に適用する。ただし、2010年度以前入学の正科生については、「8学期間」と読み替えて適用する。また、2010年度以前入学の正科生で、かつ3年次に編入学した者については通算して「4学期間」と読み替えて適用する。
- 8 第40条第5項については、2011年度以降入学の正科生に適用する。2010年度以前入学の正科生については、休学期間は在学年限に算入しない。
- 9 本学則は、2013年4月1日に一部改正施行する。
- 10 第19条第1項については、2015年度秋学期以降入学の正科生に適用する。2015年度春学期以前入学の正科生については、在学年限を12年と読み替えて適用する。同様に、2015年度春学期以前に、再入学、編入学および転入学した正科生ならびに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合の在学年限は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数と読み替えて適用する。
- 11 2013年度以前入学の正科生は、履修登録を行い、かつ授業料を納付した場合に限り、学籍管理料の支払いを免除する。ただし、入学時期にかかわらず、履修登録を行う科目等履修生、特修生または本学に在籍するものの休学もしくは履修登録を行わない正科生は、所定の期日までに学籍管理料を支払わなければならない。なお、特別聴講学生にかかる登録料、学籍管理料およびシステム利用料その他費用については、他大学等との協定等に基づき決定する。
- 12 本学則は、2015年4月1日に一部改正施行する。

- 13 本学則は、2016年4月1日に一部改正施行する。
- 14 本学則は、2017年4月1日に一部改正施行する。
- 15 本学則は、設置者変更認可の日（2019年1月1日）から施行する。
- 16 本学則は、2019年4月1日に一部改正施行する。
- 17 世界遺産学部は、2019年3月16日をもって廃止とする。
- 18 本学則は、2019年5月1日に一部改正施行する。

別表 1

入学検定料	10,000円
-------	---------

別表 2

区 分	金 額
入学金	100,000円
授業料（1単位当たり）	21,000円
登録料（1学期当たり）	20,000円
学籍管理料（1学期当たり）	12,000円
システム利用料（1学期当たり）	16,000円

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から学期ごとの履修登録時に徴収する。
- 3 システム利用料は2019年度春学期以降、すべての学生（正科生、科目等履修生および特修生）に適用する。